

令和3年7月1日  
自動車局保障制度参事官室**「在宅生活支援環境整備事業（自動車事故対策費補助金）」  
の第二次公募を本日から開始します！**

～介護者なき後を見すえた日常生活支援の拡充～

交通事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が強く寄せられています。

一方、そういった重度の後遺障害を負われた方々を受け入れる環境が十分に整っているとはいえない状況となっております。

国土交通省としては、こうした声に応えるべく介護者なき後を見すえ、被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設及びグループホームを支援する補助制度を平成30年度から実施しております。

令和3年度においては、これまでの補助対象経費に加え、人材雇用費の対象に看護職員及び理学療法士等を追加することとしております。（別紙参照）

本日より、令和3年度実施に係る第二次公募を開始しますので、お知らせします。

**1. 本補助事業の概要**

- ・ 補助対象施設  
①障害者支援施設 ②グループホーム
- ・ 補助対象経費  
①入所施設支援費（医療機器等購入費） ②人材雇用費 ③研修等経費

**2. 公募期間等**

- ・ 募集期間  
令和3年7月1日（木）～ 令和3年7月30日（金）
- ・ 事業実施期間  
採択日～ 令和4年3月31日（木）

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000066.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000066.html))

**■問い合わせ先**

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 大橋、大森

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通)